

鎌ヶ谷市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月

目 次

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等の発生と危機管理	1
2	国の新型インフルエンザ等対策の経緯	1
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
4	政府行動計画の作成	2
5	県行動計画の作成	3
6	市行動計画の作成	3
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
	(1) 基本的な戦略	5
	(2) 対策の目的	5
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	7
	(1) 発生段階に応じた対応	7
	(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策	8
	(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策	8
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
	(1) 基本的人権の尊重	10
	(2) 危機管理としての特措法の性格	10
	(3) 関係機関相互の連携協力の確保	10
	(4) 記録の作成・保存	11
4	新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	11
	(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	11
	(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	13
5	対策推進のための役割分担	14
	(1) 国の役割	14
	(2) 県の役割	14
	(3) 市の役割	15
	(4) 医療機関の役割	15
	(5) 指定（地方）公共機関の役割	16
	(6) 登録事業者（特措法に規定）の役割	16
	(7) 一般の事業者の役割	17
	(8) 市民の役割	17
6	行動計画の主要6項目	18

(1) 実施体制	18
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	19
(3) まん延防止	21
(4) 予防接種	22
(5) 医療	24
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	26
7 発生段階	27
Ⅲ 各段階における対策	31
1 未発生期	31
(1) 実施体制	32
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	32
(3) まん延防止	33
(4) 予防接種	34
(5) 医療	35
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	35
2 海外発生期	37
(1) 実施体制	37
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	38
(3) まん延防止	38
(4) 予防接種	39
(5) 医療	40
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	40
3 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	41
(1) 実施体制	41
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	42
(3) まん延防止	43
(4) 予防接種	45
(5) 医療	46
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	47
4 県内感染期	51
(1) 実施体制	52
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	52
(3) まん延防止	53
(4) 予防接種	55
(5) 医療	55

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	57
5 小康期	61
(1) 実施体制	61
(2) 情報収集・情報提供・情報共有	62
(3) まん延防止	63
(4) 予防接種	63
(5) 医療	63
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	64
6 発生段階ごとの主な対策	65

参考

1 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	67
2 用語解説	70
3 鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策本部条例	75

I はじめに（策定の背景）

1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し死亡する例も報告されてきたが、2009年（平成21年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。

このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

2013年（平成25年）3月には、これまで報告されることがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出る等、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。

新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

2 国の新型インフルエンザ等対策の経緯

国は、2005年（平成17年）に、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）が、WHO Global Influenza Preparedness Plan に準じて策定された。その後、2008年（平成20年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平

成20年法律第30号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年(平成21年)に改定した。

同年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、2011年(平成23年)9月に行動計画を改定した。

3 新型インフルエンザ対策特別措置法の制定

国は、これまでの経緯を踏まえ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、2012年(平成24年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定され、2013年(平成25年)4月に施行された。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

4 政府行動計画の作成

国は、特措法に基づき、2013年(平成25年)6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。「政府行動計画」は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

5 県行動計画の作成

県は、2005年（平成17年）11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく国の行動計画の作成を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、2013年（平成25年）11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

「県行動計画」は「政府行動計画」を踏まえ、県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、「県行動計画」を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図り、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施するとしている。

6 市行動計画の作成

本市においても、2010年11月に「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ（A/H5N1）対策行動計画」を策定したが、特措法に基づき国が作成した「政府行動計画」を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、今回、「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）として全面的に改定することとした。

「市行動計画」は、特措法に基づき「政府行動計画」及び「県行動計画」を踏まえ、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する対策等を示すものであり、具体的な対策は、マニュアル等を基に講じていくものとするが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針に基づき、「市行動計画」やマニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。

本市においては、「市行動計画」やマニュアル等に基づき、全庁が一体となり取り組みを推進し、対策を実施する。

なお、「市行動計画」の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、「政府行動計画」「県行動計画」と同様に、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

「市行動計画」は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り

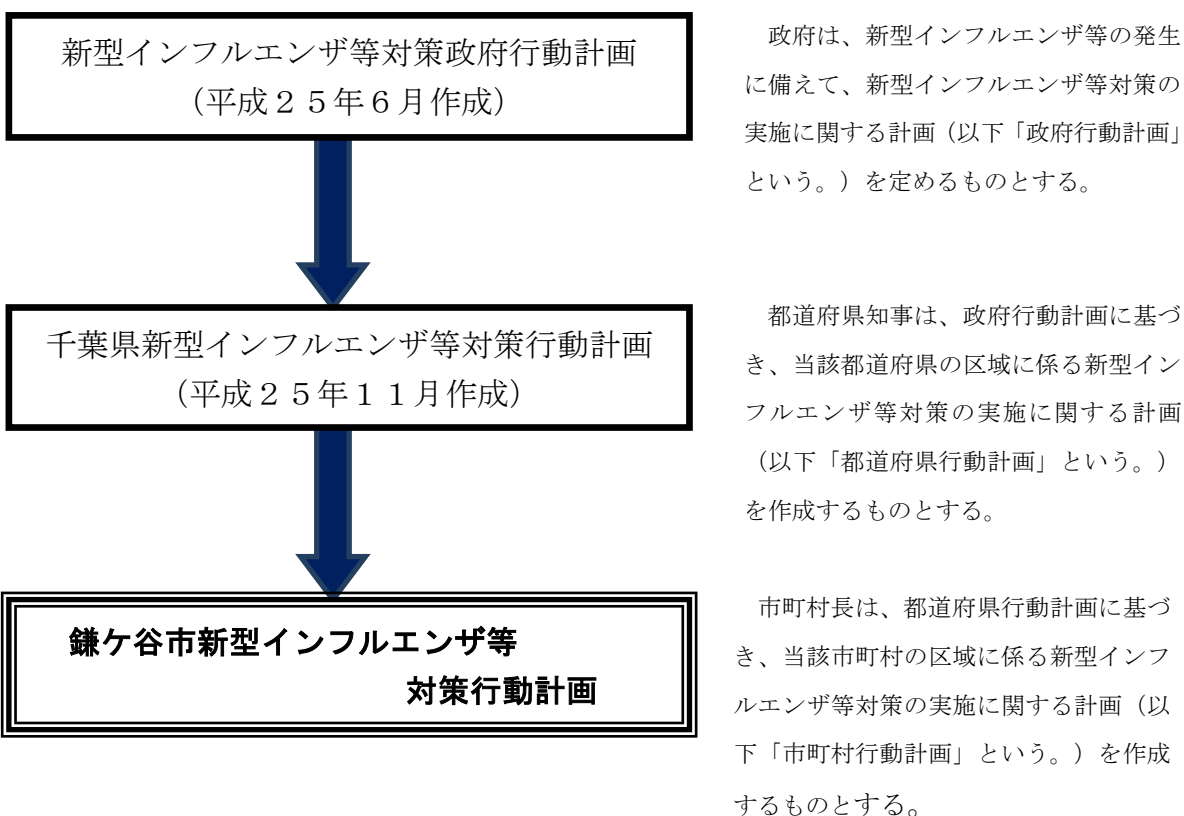
入れ随時見直す必要があり、また、「政府行動計画」及び「県行動計画」が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策については、「市行動計画」の参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示すこととした。

【計画の位置づけ】

新型インフルエンザ対策等特別措置法
(平成25年4月施行) 行動計画の作成について明記

特措法に基づいて



Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する 基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

(1) 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考える。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

本市は、日本の玄関口である成田空港からの乗客も多い北総線を擁しており、また、都内への通勤者が多いことから、その懸念は小さくないと考える。

新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの市民が患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「県行動計画」と同様、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(2) 対策の目的

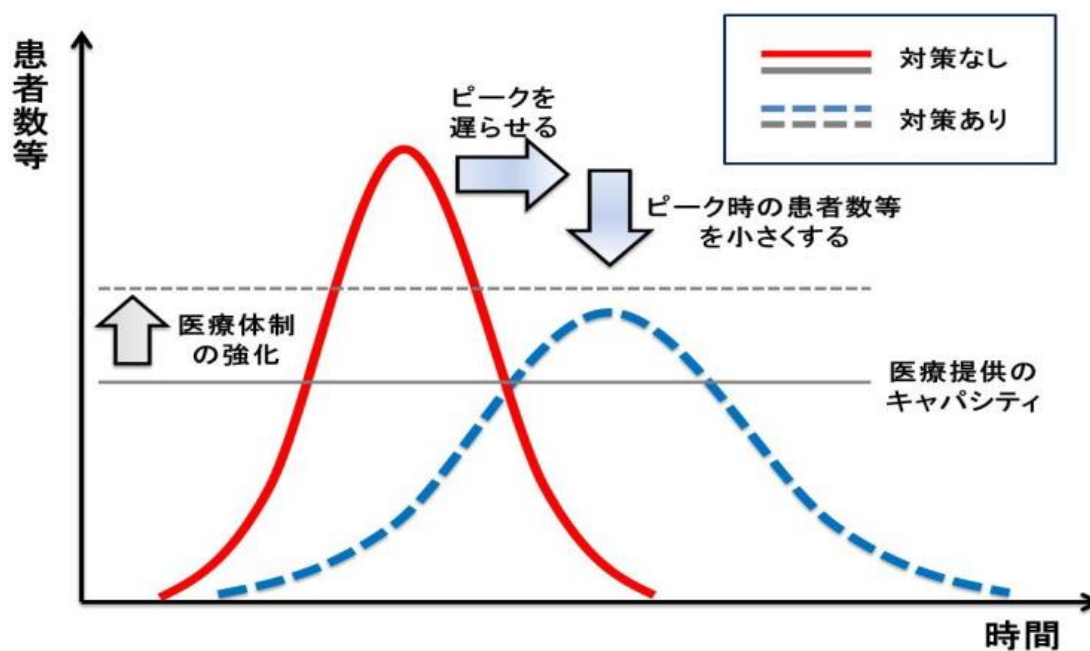
(ア) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療体制の強化に協力することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(イ) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画等の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策効果の概念図（「政府行動計画」より転載）



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、地理的条件、交通事情、医療体制をはじめとした様々な地域性を考慮しながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すとともに、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や県との連携を保ちながら、次の点を戦略の柱とし一連の流れをもって対応することとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に考慮し、「市行動計画」等に記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 発生段階に応じた対応

未発生期

・発生前の段階では、本市における実施体制の構築及び業務継続計画等の作成、地域における医療体制の整備への協力、市民等に対する啓発、近隣市町村との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を行うことが重要である。

海外発生期

・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国が行う検疫（県では特に成田国際空港）の強化等に協力し、病原体の侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

国、県により、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、

感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等が行われる。本市は、国、県が実施する対策に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

県内感染期

国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が行う不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のみならず、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があ

り、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県等が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限であることを念頭に置いて対応する。また、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、「市対策本部」における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

「市行動計画」の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということ念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

被害想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触

感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

<被害想定>

市行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成 22 年国勢調査では、鎌ヶ谷市の人口 107,853 人で全国人口 128,057,352 人の 0.084%）に当てはめることで、被害想定を行った。

◇被害の想定 罹患率：25%

◇致命率：アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.0%

○本市の人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 11,000 人～21,000 人と推計。

○入院者数及び死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、国が推計した患者数から上限値を推計した。

○流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で、国の示した入院患者の発生分布から、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数（流行発生から 5 週目）を推計。

		国	千葉県	鎌ヶ谷市
人口 (平成 22 年国勢調査)		128,057,352 人	6,216,289 人	107,853 人
患者発生数 (人口の 25%)		32,014,338 人	1,554,072 人	26,963 人
医療機関受診者数		約 1,300 万人～ 2,500 万人	約 63 万人～ 121 万人	約 11,000 人～ 21,000 人
入院 患者数 (上限)	中等度	約 53 万人	約 2.6 万人	約 450 人
	重度	約 200 万人	約 9.7 万人	約 1,680 人
死亡者数 (上限)	中等度	約 17 万人	約 0.8 万人	約 140 人
	重度	約 64 万人	約 3.1 万人	約 540 人
入院患者 発生分布	中等度	最大 10.1 万人/日 (流行発生から 5 週目)	最大 4,900 人/日 (流行発生から 5 週目)	最大 85 人/日 (流行発生から 5 週目)
	重度	最大 39.9 万人/日	最大 19,400 人/日	最大 335 人/日

※通常の季節性インフルエンザの感染症数は国内で推定約1,000万人（国の人口の約8%）と言われている。直接的及び間接的にインフルエンザの流行によって生じた死亡を推計する超過死亡概念というものがあり、この推計によると季節性インフルエンザによる年間死亡者数は、日本で1万人（感染者の約0.1%）と推計されている。（厚生労働省：新型インフルエンザに関するQ&Aより）

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

○市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。

○り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤する。

○り患した従業員の大部分は欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、市、関係機関等、市民のそれぞれが役割分担したうえで、連携・協力して推進することとなるが、以下その役割分担について示す。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、「政府行動計画」等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずる。

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「県対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ確かな対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、新型インフルエンザ発生時の要援護者への支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた市行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生前の段階から、全庁的な取組を推進する。各部局では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応を決定しておく。

国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに「市対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。対策を実施するに当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材

の確保等の準備を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

国や県が指定する指定（地方）公共機関は、発生前から、新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成する。

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【感染症指定医療機関等医療機関】

地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。

発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者への診療体制を含めた診療継続体制を確保するため、業務計画を策定する。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。

【市医師会】

業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時には、特定接種・住民への予防接種及び患者の診療等を行う。

【その他の医療関係団体】

それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する。

【社会機能の維持等に関わる事業者】

電気・ガス・水道等の事業者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限り、その活動を継続する。

（６）登録事業者（特措法に規定）の役割

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

（７）一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

（８）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

6 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」

「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」

を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、以下の6項目に分けて立案している。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・情報提供・情報共有
- (3) まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点について以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、新型インフルエンザ等が発生する前から、全ての部局が協力する全庁一体となった取組を推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、「市行動計画」等を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画等を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、国が「政府対策本部」を設置、県が「県対策本部」を設置した時には、必要に応じて「市新型インフルエンザ等危機警戒本部」(以下「市危機警戒本部」という)を設置して、関係部局が県等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、国により緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、特措法に基づく「市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する(以下「市対策本部」という)。

なお、「市危機警戒本部」及び「市対策本部」の組織体制、事務分掌等の詳細については、「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対応マニュアル」(以下「市対応マニュアル」という。)を別に作成し、決定することとする。

「市危機警戒本部」及び「市対策本部」の動員体制（鎌ヶ谷市緊急事態対応計画より抜粋）

①市危機警戒本部

対象となる危機の拡大が予想される場合など、応急対策を体系的総合的に実施する必要があるときに設置します。全庁的な危機管理体制（警戒体制）で、危機警戒本部の庶務は、所管部局及び安全対策課で処理します。

- 《構成》 ・本部長 ……所管部局長
 ・副本部長……関係部局長、所管部次長
 ・本部員 ……各部局長、消防長等

- 《事務》 ・情報収集、対応方針の協議・決定、対策本部への移行、警戒本部の廃止、市民・マスコミ対応、関係機関との連絡調整等

②市対策本部＜特措法＞

対象となる危機の被害が甚大又は拡大が予想され、社会的影響の大きい場合、応急対策を体系的総合的に実施する必要があるときに設置します。

大規模被害の発生又は甚大の場合の全庁的な危機管理体制（非常体制）で、危機対策本部の庶務は、所管部局及び安全対策課で処理します。

- 《構成》 ・本部長 ……市長
 ・副本部長……副市長、教育長
 ・本部員 ……各部局長、消防長等

- 《事務》 ・情報収集、対応方針の協議・決定、市民・マスコミ対応、関係機関との連絡調整等

（２）情報収集・情報提供・情報共有

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、県内のサーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげること、また、関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要である。

国や県のサーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報、流行するウイルス株の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、本市における体制整備等に活用する。

また、国の行う、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報を収集し、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(ア) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。

対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、広報紙、ホームページ等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について情報提供する。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任がないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメデ

ィアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止

(ア) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うこととなる。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、県内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行うことになる。本市は、県の方針を踏まえ、対策の実施・継続・縮小・中止を決定する。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置について市民に周知をおこなうとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ

対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、県内が措置を実施する地域に指定された場合、県が必要に応じて行う不要不急の外出自粛要請の措置について周知を図るとともに、県からの要請に応じて適宜協力する。

そのほか、海外で発生した際、国や県が行う水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(4) 予防接種

(ア) 目的

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

(イ) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、国において、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進している。

(ウ) 特定接種

①特定接種とは

特措法に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

②対象者及び実施主体

対象者	実施主体
「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる 国家公務員	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる 地方公務員	都道府県又は市町村

接種順位等については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

③特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等への特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

(エ) 住民接種

①新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合

⇒特措法に基づき、予防接種法の規定により、「臨時の予防接種」を行う。

②新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合

⇒予防接種法の規定により、「新臨時接種」を行う。

原則として集団的接種により実施する。このため、未発生期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築しておく。

接種対象者については、国は次の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定する。

- a 医学的ハイリスク者
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- c 成人・若年者
- d 高齢者（65歳以上の者）

(オ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(カ) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を県へ要請する。

(5) 医療

県は、医療に関して「県行動計画」に基づく対策を行う。本市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国・県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

< 県の医療に関する対策 >（県行動計画より抜粋）

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

(イ) 未発生期における医療体制の整備について

県は、二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、保健所設置市と連携を図りながら、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、

薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置（地域健康危機管理推進会議を活用等）し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター）の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストをあらかじめ作成する等、設置の準備を行う。

保健所設置市は、県と連携を図りながら、市域における医療体制の整備を図る。

（ウ）発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともにまん延防止対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県内における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等の診療は、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で実施することが原則となるが、流行の初期段階では、特定の医療施設への患者の誘導策を実施する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。医療体制については、千葉県ホームページや県民だより等の広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場

合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制についても整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地区医師会、小児科医会等の専門医会、中核病院等の関係機関のネットワークを構築する。

（エ）医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、薬剤師、看護師等その他、特措法施行令（以下「政令」という。）で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等することができる。

国及び県は要請等に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準により、その実費を弁償する。また、要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

（オ）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

国は諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的備蓄を進めるとしている。このため、県は割り当てられた備蓄目標について計画的に備蓄を進める。

国は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、今後、備蓄薬を追加・更新する際に他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしている。県は、国の指示等に従い、状況に応じた薬剤の備蓄を進める。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出るこ

とが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、指定地方公共機関、登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

「市行動計画」では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、県の発生段階を踏まえ、未発生期、海外発生期、国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期、県内感染期、小康期の5つの段階に分類した。

各発生段階の移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断することとされており、本市はその決定に基づき状況の進展に応じた対策に切り替えることとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意する。例として、海外で発生した場合には、海外の感染者が帰国時等に成田空港を利用する可能性が高く、県内での国内初の患者発生が起こり得ることも考えられ、その場合には海外発生期から、国内発生早期のうち県内未発生期を経ないで、県内発生早期となることが想定される。

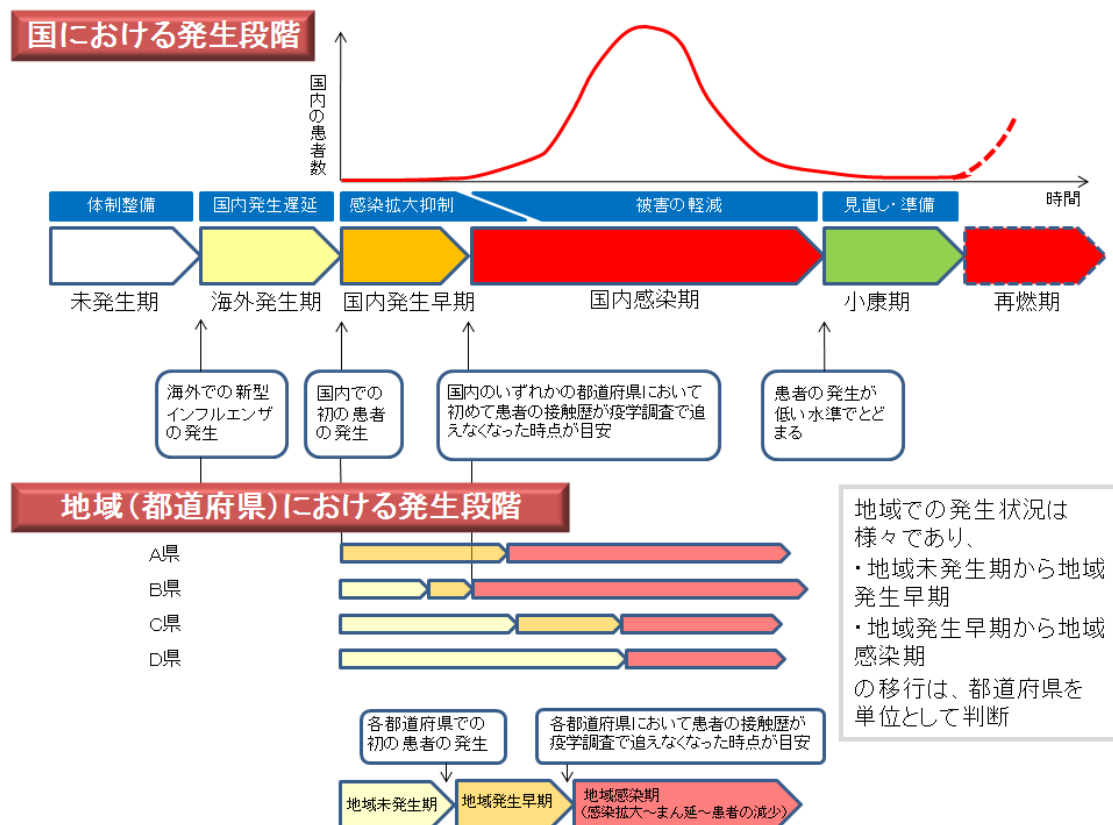
さらには、緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内未発生期)～ 県内発生早期	<p>【国内発生早期】 (国の判断) 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態</p> <p>【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
県内感染期 ※感染拡大～まん 延～患者の減少	<p>【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

（「政府行動計画」より転載）



Ⅲ 各段階における対策

ここでは、「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」で示したように発生段階ごとに、行動計画の主要6項目について記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択して実施する。対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。

1 未発生期

状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国・県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

[行動計画等の作成等]

・市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の作成を行い、必要に応じて、見直しを行う。(健康福祉部)

[体制の整備]

・市は、新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた「市対応マニュアル」及び「業務継続計画」の策定を進める。(全庁)

・市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。(全庁)

(2) 情報収集・情報提供・情報共有

[情報収集]

・市は、県で行われる通常のサーベイランス、情報収集に関して、積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(健康福祉部)

<県の対策・サーベイランス> (県行動計画より抜粋)

・人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザ(以下、「インフルエンザ」という。)について、指定届出機関における発生動向の週毎の把握を行うとともに、インフルエンザ病原体定点から集められた患者の検体から、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。

・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を「感染症情報収集システム」等で確認し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

・国等との連携のもと、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行い、新型インフルエンザの監視に活用する。

[情報提供・情報共有]

・市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生し

た場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（健康福祉部・総務企画部）

- ・市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）
- ・市は、医療職関係職員等を対象に研修等を開催し、最新の情報提供に努める。（健康福祉部）

[情報提供の体制整備]

- ・市は、情報提供・共有の体制整備等の事前準備として、以下の対策を行う。
 - ①新型インフルエンザ等発生時の発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、市ホームページ、広報かまがや等の媒体を用いることとする。（健康福祉部）
 - ②新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当者を中心とした広報担当チームをおく準備を進める。（総務企画部）
 - ③学校、保育所、幼稚園等では集団発生が起きやすく、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、施設に対し、平常時から感染症等について情報提供や指導を行う。（健康福祉部・生涯学習部）
 - ④関係機関等や県とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。（健康福祉部）

[相談窓口の準備]

- ・市は、国、県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。（健康福祉部）

(3) まん延防止

[対策実施のための準備]

「個人レベルでの対策の普及」

- ・市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時に、自らの発症が疑われる場合は、健康福祉センター（保健所）に連絡して指示を受け、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。（健康福祉部）

・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（健康福祉部・関係各部）

「地域対策・職場対策の普及」

・市は、市立小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者通所介護等の通所施設等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見及び感染予防策に努める。（健康福祉部・生涯学習部）

・市は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（総務企画部・市民生活部・健康福祉部）

「衛生資器材等の供給体制の整備」

・県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。市は、適宜これらの情報を収集し、必要に応じ準備を行う。（健康福祉部）

「水際対策」

・県は、国から要請のあった場合、入国者に関する疫学調査等を実施する。市は、県から要請があった場合には協力する。（健康福祉部・関係各部）

（４） 予防接種

[ワクチンの供給体制等に関する情報の収集]

・県は、県内区域において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。（健康福祉部）

[接種体制の構築]

①[特定接種] <特措法>

・市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。（総務企画部）

②[住民接種]

・市は、国・県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（健康福祉部）

・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

（健康福祉部）

・市は、速やかに接種することができるよう国から示される具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康福祉部）

・県は、国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供し、市民への周知を行う。（健康福祉部）

（５） 医療

〔地域医療体制の整備〕

・県は、地域医療体制の整備に関して、県の行動計画のとおり対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。（健康福祉部）

（６） 市民生活及び市民経済の安定の確保

〔市民への呼びかけ〕

・市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。（健康福祉部・市民生活部）

〔要援護者対策〕

・市は、県と連携して、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供、在宅患者への対応等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、関係団体の協力を得ながら要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）

〔火葬能力等の把握〕

・市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、緊急事態宣言に備え火葬等を円滑に行うための体制整備をする。（健康福祉部・市民生活部）

未発生期

[物資及び資材の備蓄等]

・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な、防疫従事者、救急隊員等搬送従事者等のための个人防护具（ガウン、マスク、使い捨て手袋、消毒薬）等を計画的に備蓄する。（健康福祉部・関係各部）

2 海外発生期

状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- ・新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備えて、対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

[実施体制の強化]

- ・市は、特措法の規定に基づき、国が「政府対策本部」を設置、県が「県対策本部」を設置したときには、全庁的に情報の集約・共有・分析をするため、必要に応じ、「市危機警戒本部」を設置する。（全庁）
- ・市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知し、関係機関との連携強化を図る。（健康福祉部・市民生活部）

[業務継続計画等]

・市は、今後の新型インフルエンザの流行状況を考慮し、業務継続計画に基づいて、業務継続に向けた準備を行う。（全庁）

[季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合]

・市は、国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。（健康福祉部）

(2) 情報収集・情報提供・情報共有

[情報収集]

・市は、国及び県、関係機関等から新型インフルエンザ等に関する情報や基本の方針を情報収集する。（健康福祉部）

[情報提供]

・市は、県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、市のホームページ等の複数の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（健康福祉部・総務企画部）

・市は、業務継続計画に基づく優先業務について周知を行う。（全庁）

[情報共有]

・市は、国、県、関係機関等とインターネット等を活用した情報共有体制を確認し、リアルタイムで情報共有を行う。（全庁）

[相談窓口の設置]

・市は、国・県からの要請に基づいて、地域住民の混乱を避け、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる「相談窓口」等を設置する。（健康福祉部・関係各部）

(3) まん延防止

[対策実施のための準備]

「個人レベルでの対策の普及」

・市は、未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、

人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時に、自らの発症が疑われる場合は、健康福祉センター（保健所）に連絡し指示を受け、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（健康福祉部・関係各部）

「地域対策・職場対策の普及」

・市は、市立小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者通所介護等の通所施設等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、事業所等の従業員・職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見及び感染予防策に努める。（健康福祉部・生涯学習部・市民生活部・総務企画部）

（４）予防接種

[ワクチンの供給体制等に関する情報の収集]

・市は、国や県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。（健康福祉部）

[接種体制の構築]

①[特定接種]＜特措法＞

・市は、国・県と連携し、国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する市職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。（総務企画部）

・市は、国が行う事業者への接種について協力する。（健康福祉部）

②[住民接種]

・市は、国・県と連携して、全住民が速やかに接種できるよう集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（健康福祉部）

・市は、県等と連携して、未発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。（健康福祉部）

(5) 医療

[医療体制の整備]

・県は、医療体制の整備に関して、県の行動計画のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国・県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（健康福祉部）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[市内事業者への対応]

・県は、県内業者に対し、海外発生期に引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（市民生活部）

[要援護者対策]

・市は、新型インフルエンザ等の発生が海外で確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。（健康福祉部・関係各部）

[遺体の火葬・安置]

・市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設として使用する場所の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉部・市民生活部）

3 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

状況

（県内未発生期）

・国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。

（県内発生早期）

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生状況を踏まえ、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（1）実施体制

[実施体制の強化]

・市は、国内での発生が確認され、国が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を公示した場合は、必要に応じて、医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を適宜聴取し、対策に反映する。（健康福祉部）

・市は、海外発生期に引き続き、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。（総務企画部・市民生活部・健康福祉部）

[業務継続計画等]

・市は、新型インフルエンザの流行状況を考慮し、必要に応じ、業務継続計画に基づき優先業務を実施する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。（全庁）

[市対策本部の設置]

・市は、国が緊急事態宣言を行なった場合、特措法による対策本部を速やかに設置、開催する。なお、その場合は市危機警戒本部を廃止する。（全庁）

<参考>

・緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域が指定される。

(2) 情報収集・情報提供・情報共有

[情報収集]

・市は、海外発生期に引き続き、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する情報を積極的に収集するとともに、国・県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（健康福祉部）

・季節性インフルエンザについて、県が実施する指定届出機関における患者発生動向調査及び医師会等から情報収集し、市内の流行状況を把握する。（健康

福祉部)

- ・インフルエンザによる入院患者調査及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の情報について情報収集する。(健康福祉部)
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学校、学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉部・生涯学習部)

[情報提供]

- ・市は、県等と連携して、市民等に対して利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況と現在の対策、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(総務企画部・健康福祉部)
- ・市は、県等と連携して、海外発生期に引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの个人防护を行うことが必要であることや、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部・生涯学習部・市民生活部)
- ・市は、業務継続計画に基づく優先業務について周知を行う。(全庁)

[情報共有]

- ・市は、インターネット等を活用し、国・県・関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。(全庁)

[相談窓口の充実・強化]

- ・市民からの相談の増加にそなえ、新型インフルエンザ等相談窓口体制の強化を行う。(健康福祉部・関係各部)

(3) まん延防止

[市内でのまん延防止対策]

「個人レベルでの対策の普及」

- ・市は、県等と連携して、市民、市内事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施及び不要不急の外出自粛等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、自らが罹患した場合

の対応についての理解促進を図る。（健康福祉部・市民生活部）

・市は、県等と連携して、公共交通機関を利用する市民に対し、マスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう勧奨する。（健康福祉部）

「地域対策・職場対策の普及」

・市は、県等と連携して、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（総務企画部・市民生活部）

・市は、市立小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の施設においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見し、受診要請を行うなどして感染予防策に努める。（健康福祉部・生涯学習部）

・市は、県等と連携して、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。（生涯学習部・健康福祉部）

・市は、県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策を強化するよう勧奨する。（健康福祉部）

・市は、市内発生に備え、市の施設の閉鎖について検討する。（関係各部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

国が緊急事態宣言を行い、県の区域が指定された場合は、県は、必要に応じ次のとおり対策を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（全庁）

＜県の取り組み＞（県行動計画より抜粋）

・住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条3項に基づく指示を行う。要請・指示を行った際は、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場

における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（４） 予防接種

[ワクチンの供給体制等に関する情報の収集]

・県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。（健康福祉部）

[接種体制の構築]

①[特定接種] <特措法>

・市は、海外発生期に引き続き、県・国等と連携し、市職員の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務企画部）

②[住民接種]

・市は、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。（健康福祉部）

・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係者の協力を得て、集団的接種を行うことを基本に、予防接種法に基づく新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。（健康福祉部）

・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を利用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康福祉部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

・市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づき、予防接種法に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉部）

(5) 医療

県は、医療に関して県の行動計画に基づく対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国・県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（健康福祉部）

＜県の取り組み＞（県行動計画より抜粋）

[医療体制の整備]

・発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）における相談体制を、海外発生期に引き続き継続し、国の要請により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

[患者への対応等]

・新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

・感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症例定義により患者（疑似症患者を含む。）と診断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。

・国と連携し、必要と判断した場合には、県衛生研究所（千葉市においては、千葉市環境保健研究所）で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

[医療機関等への情報提供]

・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬]

・県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

・引き続き、医薬品卸売販売業者等に抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、県内の在庫量の把握を行う。

[医療機関・薬局における警戒活動]

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

[市内事業者への対応]

・県は、県内の事業者に対し、海外発生期に引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（市民生活部）

[市民・事業者への呼びかけ]

・市は、県等と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（市民生活部）

・県は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（市民生活部）

[要援護者対策]

・市は、県・国と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部・関係各課）

[遺体の火葬・安置]

・市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設として使用する場所の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉部・市民生活部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の対策に加え、県や関連事業者と連携して必要に応じ、次の対策を行う。

[生活関連物資等の価格の安定等] <特措法>

・市は、新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、県が行う要請等に協力する。また、必要に応じ、市民からの相談窓口の設置を行う。（市民生活部）

[犯罪防止に係る情報提供等]

・市は、混乱に乗じて発生する恐れのある犯罪を防止するため、警察と連携して防犯情報を提供し、注意喚起を図る。また、適宜、警察に対して警戒や取り締まりを要請する。（市民生活部）

<県や関連事業者の取り組み>（県行動計画より抜粋）

●事業者の対応等

・指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

●電気及びガス並びに水の安定供給

・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

●運送・通信の確保

・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

・電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

●サービス水準に係る県民への呼びかけ

・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

●緊急物資の運送等

・緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

・緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

国内発生早期

4 県内感染期

状況

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的

- ・ 医療提供体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- ・ 対策の実施については、発生状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。
- ・ 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

[実施体制の強化]

・ 県は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基づき、本県が感染期に入ったことを宣言し、感染期における県の対処方針、対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、関係機関一体となった対策を推進する。市は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集し、必要な対策を行う。
(全庁)

[業務継続計画等]

・ 市は、新型インフルエンザの流行状況を考慮し、必要に応じ、業務継続計画に基づき優先業務を実施する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

・ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

●市対策本部の設置

・ 国内発生早期の記載（P 4 2）を参照。

●他の地方公共団体による代行、応援等＜特措法＞

・ 市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく千葉県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集・情報提供・情報共有

[情報収集]

・ 県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（健康福祉部）

・ 市は、市内における新型インフルエンザ等の発生動向を監視するため、市内での患者数等の動向や学校等でのインフルエンザの集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報を収集する。（健康福祉部・生涯学習部）

＜サーベイランス、情報収集に関する県の対策＞（県行動計画より抜粋）

・ 県内の患者数が増加した段階では、新型インフルエンザ等患者及び入院患者

の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻る。

- ・引き続き、国からの国内発生状況に注視し、必要な対策を実施する。
- ・引き続き、国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。
- ・感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。

[情報提供]

・市は、国・県と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

（総務企画部・健康福祉部）

・インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。（健康福祉部）

・市は、国・県と連携し、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（健康福祉部・生涯学習部・市民生活部）

・市は、業務継続計画に基づく優先業務について周知を行う。（全庁）

[情報共有]

・インターネット等を活用し、国・県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。（全庁）

[相談窓口の継続]

・市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。（健康福祉部・関係各部）

(3) まん延防止

[市内でのまん延防止対策]

「個人レベルでの対策の普及」

- ・市は、県等と連携して、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施、不要不急の外出自粛等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。（健康福祉部・市民生活部）
- ・市は、県等と連携して、公共交通機関を利用する市民に対し、マスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう勧奨する。（健康福祉部）
- ・市は、新型インフルエンザに罹患した市民については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかける。（健康福祉部）

「地域対策・職場対策の普及」

- ・市は、県等と連携して、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（総務企画部・市民生活部）
- ・市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（健康福祉部・生涯学習部）
- ・市は、県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策を強化するよう勧奨する。（健康福祉部）
- ・市は、イベントや主催行事等、多数が集まる事業については感染拡大の機会を減らすために中止する。（関係各部）
- ・市の施設の管理者は、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット及び可能な限りの換気、不特定多数が触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。また、新型インフルエンザ等の症状の認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。（総務企画部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされ、県の区域が指定されている場合、県では、必要に応じ次のとおり対策を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（全庁）

＜県の取り組み＞（県行動計画より抜粋）

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

[外出自粛要請]

・住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

[施設の使用制限等の要請]

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令に定める施設に限る。）に対し、特措法に第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（４） 予防接種

[住民接種]

・国内発生早期参照（P45）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

[住民接種]

・市は、緊急事態措置を実施すべき区域の指定にかかわらず、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づき、予防接種法に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉部）

（５） 医療

[要援護者に対する対応]

・市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部）

[医療に対する対応]

県は、医療に関して県の行動計画に基づく対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国・県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（健康福祉部）

＜県の取り組み＞（県行動計画より抜粋）

[患者への対応等]

- ・国と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。
- ・国と連携し、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・国と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ・国と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう国、県医師会、医療機関等と調整する。

[医療機関等への情報提供]

- ・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用]

- ・県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて国備蓄分の配分要請を行う。

[医療機関・薬局における警戒活動]

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

・国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等を行う。そのほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、診療体制や、感染防止及び衛生面の状況を考慮した上で、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

〔市内事業者への対応〕

・県は、県内の事業者に対し、県内発生早期に引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（市民生活部）

〔市民・事業者への呼びかけ〕

・市は、県等と連携し、市民に対し、県内発生早期に引き続き、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（市民生活部）

・県は、事業者に対して、県内発生早期に引き続き、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（市民生活部）

・市のごみ処理体制の維持が困難な場合、市ホームページや広報紙等で市民・事業者に対し、ごみの排出抑制について協力要請する。（市民生活部）

〔要援護者対策〕

・市は、県、国と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部）

〔遺体の火葬・安置〕

・市は、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設として使用する場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（健康福祉部・市民生活部）

- ・県は、新型インフルエンザによる死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。市は、県と連携し、広域火葬を実施する。（健康福祉部・市民生活部）
- ・市は、その他、必要な事項について、県等と連携し対応する。（健康福祉部・市民生活部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の対策に加え、県や関連事業者と連携して必要に応じ、次の対策を行う。

[生活関連物資等の価格の安定等] <特措法>

- ・市は、県等と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、県が実施する調査・監視及び、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民生活部）
- ・市は、県等と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民生活部）
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときに県が実施する措置について、適宜協力する。（市民生活部）

[犯罪防止に係る情報提供等]

- ・市は、混乱に乗じて発生する恐れのある犯罪を防止するため、警察と連携して防犯情報を提供し、注意喚起を図る。また、適宜、警察に対して警戒や取り締まりを要請する。（市民生活部）

[埋葬・火葬の特例措置等] <特措法>

- ・県の要請を受けて火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・県の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。
- ・埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が、緊急の必要性があると認め、当該市町村長以外の市町村長による火葬及び埋葬の特例を定めた場合、市民への周知に協力する。
- ・埋葬又は火葬を行おうとする者が、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、

公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があると認める時は、国が定めるところにより埋葬又は火葬を行う。

<県や関連事業者の取り組み> (県行動計画より抜粋)

●業務の継続等

・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が行う、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

・各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

●電気及びガス並びに水の安定供給

・国内発生早期の記載を参照（P 4 8）。

●運送・通信の確保

・国内発生早期の記載を参照（P 4 8）。

●サービス水準に係る県民への呼びかけ

・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

●緊急物資の運送等

・国内発生早期の記載を参照（P 4 9）。

●物資の売渡しの要請等

・対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

・特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

●新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

・国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に周知する。

●新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

・事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内

事業者及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合には、相談窓口を設置するとともに、県等の制度融資やその他の活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

●金銭債務の支払猶予等

・新型インフルエンザ等緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等の金銭債務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討する。

●通貨及び金融の安定

・新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。

5 小康期

状況

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目的

- ・ 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資材器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

[基本的対処方針の変更]

- ・ 県では、国の決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて県新型インフルエンザ等対策本部を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。(全庁)

[市対策本部の廃止]

- ・ 市は、特措法の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされ、特措法の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく「市対策本部」を開催し、小康期に入ったことを宣言し、市対策本部を廃止する。(全庁)

[業務継続計画等]

・市は、業務継続計画等に基づき、縮小・中止をしていた業務を再開する。（全庁）

[対策の評価・見直し]

・市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。（全庁）

(2) 情報収集・情報提供・情報共有

[情報収集]

・市は、国、県、国際機関等から新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、必要な情報を収集する。（健康福祉部・総務企画部）

「サーベイランス」

・県は、通常のサーベイランスを継続する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（健康福祉部）

・県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（健康福祉部・関係各部）

[情報提供]

・市は、県等と連携して、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（健康福祉部）

・市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（健康福祉部）

・市は、業務継続計画等に基づき縮小・中止していた業務の再開について周知する。（全庁）

・情報提供のあり方についての評価を行う。（全庁）

[情報共有]

・市は、県等と連携して、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。（健康福祉部）

「相談窓口の体制の縮小」

・市は、状況に応じ、相談窓口体制を縮小する。（健康福祉部・関係各部）

（３）まん延防止

・市は、基本的な感染予防対策を継続するよう関係者や関係団体等に周知する。（健康福祉部）

（４）予防接種

・市は、流行の第二波に備え、予防接種法に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉部）

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

・市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法に基づく臨時の住民接種を進める。（健康福祉部）

（５）医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。（健康福祉部）

＜県の取り組み＞（県行動計画より抜粋）

[医療体制]

- ・国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。
- ・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、医療機関に周知する。
- ・流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、

必要に応じて追加備蓄等を行う。

- ・緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[市民・市内事業者への呼びかけ]

- ・市は、県等と連携して、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県は、事業者に対して、県内感染期に引き続き、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体を通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活部)

[要援護者対策]

- ・市は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び県と連携し、必要な支援を行う。(健康福祉部)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

[業務の再開]

- ・県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(市民生活部)
- ・県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(関係各部)

[新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等]

- ・市は、国、県、指定(地方)公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係各部)

6 発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ~ 県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制の整備 発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生の遅延と早期発見 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療提供 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害を最小限に抑える 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の作成及び見直し 市対応マニュアル、業務継続計画等の策定 関係者との情報交換及び連絡体制の確認、訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「政府対策本部」「県対策本部」設置後、必要時「市危機警戒本部」の設置 関係機関との連携強化 国の基本的対処方針の周知 業務継続計画等に基づく業務継続に向けた準備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 国の緊急事態宣言後、特措法に基づく[市対策本部]の設置・開催 </div> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の有識者や医師会からの意見を聴取、対策に反映 業務継続計画等に基づく優先業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関一体となった対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく「市対策本部」の廃止 縮小や中止をしていた業務の再開 市行動計画等の見直し
情報の収集・提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 県の通常のサーベイランスへの協力 基本的な情報や発生した場合の対策についての情報提供 情報提供の体制整備 相談窓口設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等からの情報収集 関係機関等との情報共有体制の確認及び情報共有 海外での発生状況や現在の対策、県内に発生時の対策等を、市民に情報提供 相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 学校等の施設での感染対策について情報提供 相談窓口の充実強化 業務継続計画等に基づく優先業務の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等の施設での感染拡大防止策について情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波に備えた情報提供 情報提供のあり方について評価 相談窓口の縮小 業務再開の周知
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルでの対策(手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等)と地域対策・職場対策の普及啓発 県の衛生資器材等の供給体制の整備状況の情報収集、水際対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について理解促進 各施設の利用者や職員の健康状態確認と有症者の早期発見及び感染予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について勧奨 各施設の利用者や職員の健康状態把握、有症者の早期発見と受診要請 市の施設等の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について強く勧奨 職場や各施設で有症者の受診勧奨を要請 公共施設での感染予防対策の徹底 イベント等の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策継続の周知
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種及び住民接種の接種体制の構築 予防接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の特定接種を実施 住民接種の具体的準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の継続(第二波に備えた接種)
医療	<ul style="list-style-type: none"> 県の行動計画における対策に対し適宜協力 			<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等からの要請による要援護者への支援 	
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市民へ、食料品、生活必需品等の備蓄等の事前準備の呼びかけ 要援護者への生活支援の把握及び具体的手続きの決定 県が行う火葬等の体制整備に協力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握、検討 必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県が要請する事業者への取組に協力 要援護者や協力者に対し、海外での発生状況を周知 一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 食料品、生活必需品等の売買に関する適切な行動の呼びかけ 要援護者への生活支援等を実施 犯罪防止の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制 県が行う広域火葬への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施 一時的に遺体を安置できる施設等の確保と遺体の保存

《参考》

I 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

<鳥インフルエンザに対する県の対策>

状況と対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策を準備しておく。

(1) 実施体制

県内又は他都道府県において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、千葉県健康危機管理対策会議等を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、インターネット等により収集する。得られた情報は速やかに関係部局に伝達する。

(2) - 2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(3) - 2 情報共有

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国から、海外における発生状況、国における対応状況等について、情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、県民に対し積極的に提供する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 患者及び接触者への対応等

- ①鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、外出自粛等を要請する。
- ②疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③必要に応じて国に、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請し、国と連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ④必要に応じ、防疫措置に伴う、防疫実施地域における警戒活動等を行う。

(4) - 2 家きん等への防疫対策

- ①鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している地域からの家きん等の移動停止、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ②県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
 - ・国と連携して、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
 - ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
 - ・必要に応じ、防疫実施地域における警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5) - 1 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ①感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がさ

れた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

②必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国からの情報提供に基づき、衛生研究所で検査を実施する。

③鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他等の必要な措置を講じる。

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

○ 国の要請により、以下について実施する。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

《参考》

2 用語解説

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○感染症法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」平成10年10月2日法律第110号。

感染力や罹患した場合の重篤性などにに基づき、感染症を危険性が高い順に一類から五類に分類する。既知の感染症であっても、危険性が高く特別な対応が必要であると判断される場合は、政令により「指定感染症」に指定し対応する。また、既に知られている感染症と異なり、危険度が高いと考えられる新たな感染症が確認された場合「新感染症」として分類し対応する。SARSや人獣共通感染症への対策もある。

○帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○SARS（重症急性呼吸器症候群）

SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症で、2003年にアジアを中心に拡大し、世界中で大きな問題となった。人から人へうつり、治療は確立されておらず予防薬もない。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感

染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1)

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特措法

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」平成24年5月11日法律第31号。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

ア. 世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

イ. 医療関係者等

個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しない等、必要な感染防止策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

ウ. 汚染物質への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。））等に、必要な感染予防策なしで接触した者等。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

○発病率（AttackRate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス

ス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

《参考》

3 鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日条例第11号

鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行 平成27年 2月

鎌ヶ谷市健康福祉部健康増進課

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電話 047-445-1141 FAX 047-445-8261